

第6節 環境美化対策の推進

1. 環境美化の推進

市民による、街なか、河川及び海岸の清掃を積極的に支援することにより、快適な生活環境の整備及び美観風致の維持、ひいては市民の環境美化に対する意識の啓発を図り、「きれいなまちづくり」を推進するため、「まちをきれいにする運動」と名付けて、市民参加による年4回の大規模な清掃活動（ゴミゼロ運動、矢那川清掃、海岸清掃、河川清掃）を実施して、燃やせるごみ及び燃やせないごみの2種類に分別して収集をしています。

(1) ゴミゼロ運動

ごみの散乱防止と再資源化促進の普及啓発を目的として、昭和56年から実施しています。

令和元年度から令和4年度のゴミゼロ運動の実施状況を表6-6-1に示します。

- ① 実施日 5月30日に近い日曜日
- ② 対象地域 市内全域
- ③ 参加対象 市民、事業所職員等

表6-6-1 ゴミゼロ運動の実施状況

実施年月日	収集量（推定）	参加人員（推定）
令和 元年5月26日	64.1トン	30,000人
令和 2年5月31日 (新型コロナウイルス感染症感染 拡大防のためにより中止)	—	—
令和 3年5月30日	125.5トン	30,000人
令和 4年5月29日	39.8トン	30,000人

(2) 矢那川清掃

市内のほぼ中央に位置する矢那川の散乱ごみ収集を昭和46年から実施しています。令和元年度から令和4年度の矢那川清掃の実施状況を表6-6-2に示します。

- ① 実施日 8月下旬の大潮（干潮）の日
- ② 対象地域 矢那川の前田橋から河口までの沿岸
- ③ 参加対象 矢那川沿いの市民、事業所職員等

表 6 - 6 - 2 矢那川清掃の実施状況

実施年月日	収集量	参加人員
令和 元年 8 月 2 7 日	0. 4 2 トン	2 5 8 人
令和 2 年 8 月 2 7 日	新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止のため中止	
令和 3 年 8 月 2 4 日	新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止のため中止	
令和 4 年 8 月 2 6 日	天候不順のため中止	

(3) 海岸清掃

海岸に漂着したごみ、散乱ごみ収集を昭和 4 7 年から実施しています。
令和元年度から令和 4 年度の海岸清掃の実施状況を表 6 - 6 - 3 に示します。

- ① 実施日 10 月 1 5 日から 1 1 月 1 5 日の 1 ヶ月間
- ② 対象地域 木更津海岸（東京湾湾岸の牛込海岸から新港）
- ③ 参加対象 海岸沿いの市民、事業所職員、漁業協同組合等

表 6 - 6 - 3 海岸清掃の実施状況

実施年月日	収集量（推定）	参加人員
令和 元年 1 0 月 1 5 日から 1 1 月 1 5 日まで	3. 2 トン	3 5 9 人
令和 2 年 1 0 月 1 5 日から 1 1 月 1 5 日まで	4. 6 トン	4 3 8 人
令和 3 年 1 0 月 1 5 日から 1 1 月 1 5 日まで	3. 3 トン	4 7 4 人
令和 4 年 1 0 月 1 5 日から 1 1 月 1 5 日まで	1. 7 トン	8 2 6 人

(4) 河川清掃

市内を流れる河川の散乱ごみ収集を昭和 4 8 年から実施しています。
令和元年度から令和 4 年度の河川清掃の実施状況を表 6 - 6 - 4 に示します。

- ① 実施日 2 月の 1 ヶ月間
- ② 対象地域 小櫃川（武田川を含む）、烏田川、小浜川、畑沢川、矢那川（原田橋より上流）
- ③ 参加対象 河川沿いの市民、揚水組合等

表 6 - 6 - 4 河川清掃の実施状況

実施年月日	収集量（推定）	参加人員
令和 2年2月 1日から 2月29日まで	5.5トン	1,597人
令和 3年2月 1日から 2月28日まで	2.8トン	676人
令和 4年2月 1日から 2月28日まで	新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止のため中止	
令和 5年2月 1日から 2月28日まで	2.2トン	711人

(5) 雑草等処理対策

平成27年4月に制定した「木更津市まちをきれいにする条例」に基づき、木更津市雑草等処理対策本部を設置し、市役所全体で空き地の雑草等処理対策に努めています。

雑草等処理対策では年3回の定期調査を実施しており、雑草が繁茂し管理不良の場合は、土地所有者に対し雑草の刈り取り除去を依頼し、改善されない場合は勧告、再勧告を行うこととしています。

このことにより、空き地の雑草の繁茂状態の解消を図り、不法投棄の防止、防犯、火災防止、市民の安全及び良好な生活環境の確保を目指しています。

2. 不法投棄の監視等

廃棄物の不法投棄は、環境の悪化、汚染及び財産の侵害等が懸念されることから大きな問題となっています。

このため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による規制強化や様々な監視制度の整備等により対応しており、問題の解決に向け不法投棄の防止に努めています。

(1) 現状

本市の不法投棄の現状は、産業廃棄物の件数は令和3年度の6件以外は1～3件と横ばいで推移しており、粗大ごみや家庭ごみ等の一般廃棄物の件数は若干減少傾向となっています。

特に、一般廃棄物の不法投棄は、一旦投棄されると同じ場所に次々に投棄されるケースがあり、早期の対応が重要となっています。

関係機関から市に報告があったもの、あるいは市民等から市に連絡があったもの等市が把握している令和元年度から令和4年度までの不法投棄の状況を表6-6-5に示します。

表 6 - 6 - 5 不法投棄の現状

年度	通 報			不 法 投 棄 監 視 員 報 告			
	通報件数	投 棄 物 の 種 類	処理件数	発見件数	市で処理	県へ報告	関係機関へ報告
1	90 件	産業廃棄物 1 件 一般廃棄物 99 件 家電 4 品 21 件 自動車 0 件 適正処理困難物 15 件 バイク 2 件 自転車 5 件	65 件	95 件	67 件	6 件	5 件
2	98 件	産業廃棄物 2 件 一般廃棄物 137 件 家電 4 品 23 件 自動車 1 件 適正処理困難物 23 件 バイク 1 件 自転車 5 件	69 件	115 件	96 件	13 件	4 件
3	85 件	産業廃棄物 6 件 一般廃棄物 48 件 家電 4 品 7 件 自動車 0 件 適正処理困難物 6 件 バイク 1 件 自転車 5 件	32 件	63 件	53 件	3 件	3 件
4	73 件	産業廃棄物 3 件 一般廃棄物 51 件 家電 4 品 7 件 自動車 1 件 適せ処理困難物 12 件 バイク 0 件 自転車 6 件	66 件	161 件	127 件	9 件	2 件

(2) 対策

不法投棄対策は、監視の強化による未然防止と早期発見による早期対策が効果的であるといわれており、本市では不法投棄監視員制度を設け、未然防止や早期発見に努めています。また、監視カメラを市内に設置し抑止に努めています。さらに、市民等の要望に応じ不法投棄禁止看板の配布を行っています。

① 不法投棄監視員

市内の各地域における廃棄物等の不法投棄の現状を的確に把握し、災害の発生及び自然環境の破壊を未然に防止することを目的として、平成2年度から設置しています。

市内を8地区に分けて15名に委嘱し、定期的な監視と報告を依頼しています。

② 監視カメラ

平成17年度から市内の一部に監視カメラを設置し、不法投棄の抑止強化に努めています。

③ 土地の所有者等に対する啓発

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、土地を管理する者が、土地を清潔に保たなければならないとされており、「自らの財産は、自らの手で守る。」を原則として、日頃からの財産管理の徹底と、不法投棄された場合の対応について、あるいは警察を含めた関係機関との協議について助言し、土地の管理者としての責任と義務を果たすよう、市として啓発活動を行っています。

(3) 木更津市まちをきれいにする条例等

美化の促進及び美観風致の維持を図ることを目的として「木更津市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」を平成8年に制定し、平成27年度に既存の条例を一部改正し「木更津市まちをきれいにする条例」と改め、びん、かん、たばこの吸い殻及びガムの噛みかすをポイ捨てしてはならないこととしました。

また、ポイ捨て防止対策として、木更津駅周辺に「たばこポイ捨て禁止路面標示シート」の設置及び地元アイドル C-style を活用した「ポイ捨て防止啓発用ポスター」を作成し市内各事業所に配布しました。